

京都市告示第511号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年12月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
桃山経11号線	伏見区桃山町日向11番地地先から	旧	メートル 51.90	メートル 6.05 ~ 8.45
	同町21番地の1地先まで	新	51.90	6.02 ~ 10.53
桃山経156号線	伏見区桃山町日向21番地の1地先から	旧	230.50	6.10 ~ 8.94
	同町2番地の53地先まで	新	230.50	6.02 ~ 10.00

(建設局土木管理部道路明示課)